



**令和3年市議会第2回臨時会
補正予算などの議案を審議**

総務課 ☎77514963
☎77519819

令和3年第2回臨時会が4月23日に開催されました。この議会では、低所得のひとり親世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を計上した補正予算案などの議案が審議されました。このうち市長提出の3議案については、全て原案のとおり可決または承認されました。

**市民税・県民税の納付は
6月から**

市民税課 ☎77515131
☎77519846

令和3年度の市民税・県民税(住民税)額を6月に決定します。課税される人には、次の①～③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また、昨年分の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。なお、申告期限を4月15日まで延長したことに伴い、申告書の内容が年税額の算定に間に合わなかったものは、確認ができません。※非課税となる人

には通知書は送付しません。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(勤務先から配布)／6月～令和4年5月の毎月の給与から市民税・県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。

②公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書(市から郵送)／4月～令和4年2月までの各支給月に支給(6回)される公的年金から市民税・県民税を天引きします。なお、4・6・8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。

③市民税・県民税納税通知書(市から郵送)／年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目に内訳が記載されています。

行政相談委員を委嘱

市民協働推進課 ☎77544597
☎77500007

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、住民の皆さんから、国の行政に対する苦情・

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

令和3年春の叙勲、第36回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和3年春の叙勲

旭日双光章

田中 元三郎(地方自治功労)

瑞宝小綬章

紀伊 和憲(防衛功労)
栗原 実(消防功労)
清水 泰司(警察功労)
高橋 伸夫(郵政事業功労)
松本 晴朗(防衛功労)

第36回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

宇佐美 幸悦(消防功労)
北爪 常夫(警察功労)
西田 守(警察功労)

瑞宝単光章

石井 實(警察功労)
江端 敏幸(警察功労)
杉本 一郎(警察功労)
栴宗 敬治(警察功労)

ごみ収集カレンダーを配布

西貝塚環境センター ☎78119141
☎78119166

令和3年度「上尾市ごみ収集カレンダー」(7月1日～令和4年6月30日分)を6月中に配布します。ルールを守り、必ずカレンダーの日程に従ってごみを出してください。ご協力をお願いします。



年金振込通知書の郵送

大宮年金事務所 ☎65213399
ねんきんダイヤル ☎0570051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額については、左表の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

7月から「充電式小型家電」の回収方法を変更

西貝塚環境センター ☎781-9141・☎781-9166

小型家電の中には、充電式電池が内蔵されるものがあります。このような「充電式小型家電」は、他のごみにまざれると破砕処理などによる衝撃で、急激に発熱し、火災の原因になります。

そのため、下記のとおり回収方法を変更します。『上尾市ごみ収集カレンダー』の内容を確認し、ごみの分別にご協力ください。

変更前	電池を取り外して「金属・陶器」の日に集積所へ出す
変更後	他のごみに混ざらないよう、充電式小型家電だけを透明な袋に入れて「金属・陶器の日」に集積所へ出す

充電式電池が内蔵される充電式小型家電の例

電子タバコ、携帯電話、スマートフォン、充電バッテリー、ゲーム機、ビデオカメラ、デジタルカメラ、電気シェーバー、コードレス掃除機(本体の大きさによっては粗大ゴミ)



※市役所、各支所・出張所にある小型家電回収ボックス(間口15×30センチ)でも回収します。

「ごみ分別アプリ」のご利用を ～英語、中国語、ベトナム語にも対応～

ごみ分別アプリ「さんあ〜る®」は、ごみの分別方法の検索や、資源やごみの収集日をお知らせする機能が付いています。スマートフォンなどにインストールすれば、無料で利用できますので、ぜひ利用してください。

スマートフォンなどの言語設定を変更すれば英語、中国語、ベトナム語でも使えます。

西貝塚環境センター
☎781-9141
☎781-9166



App Store
からダウンロード



GET IT ON
Google Play



利用手順

- ①App StoreやGoogle Playでダウンロード
- ②「新規登録」から地域を設定
※ごみ集積所がある位置で設定してください。

令和3年度軽自動車税 減免申請期限延長

市民税課 07755130

FAX 077519846

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年度分軽自動車税(種別割)の減免申請期限を7月30日(金)まで延長します。**納期限**までに申請ができない令和3年度からの減免希望者で、障害者手帳などを持っている人または公益・福祉のために車両を所有している人 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

令和3年度教科書展示会

指導課 077519672

FAX 077515633

公立小・中学校で使用する教科書の見本などを展示します。**時**6月11日(金)～24日(木)11～18時(予定)、24日は14時まで) **所**文化センター



事業者を応援!

中小企業サポート



上尾商工会議所
ホームページ

専門家相談(訪問型)

上尾中小企業サポートセンター 0779-2520・FAX 0779-2521

業種を問わず、あらゆる事業の悩みに対し、専門家が何度でも無料で相談に応じます。専門家が企業を訪問し、課題の発見から解決策の提案、改善活動まで、寄り添いながら徹底的にサポートします(窓

口相談も可)。

所上尾商工会議所(二ツ宮750) **下**表のとおり
申電話(平日だけ)で上尾中小企業サポートセンターへ

項目	内容
経営総合相談	頑張る事業者サポート補助金、持続化補助金、経営革新計画、事業展開、新サービス、資金繰りなど経営全般
販売促進相談	POPデザイン、チラシ作成、ホームページ、販路拡大、顧客開拓など
IT活用相談	決済・会計IT化推進事業補助金、IT導入補助金、オンラインサービス、テレワークなど
労務相談	雇用調整助成金、就業規則改定(テレワーク対応など)、労務管理、人材育成など
その他	ものづくり企業販路開拓支援事業補助金、現場改善、事業承継、事業継続力強化計画、BCP策定など

よろず支援拠点出張相談会(窓口型)

県よろず支援拠点事務局 0120-973-248

コロナ禍の各種支援策の他、売上回復、事業展開などの経営課題について、専門家が無料で相談に応じます。**時**・**所**右表のとおり **所**埼玉県感染防止対策協力金、一時支援金、頑張る事業者サポート補助金、経営革新計画、資金繰り、顧客拡大、新サー

ビス、IT活用など経営全般 **申**電話(平日だけ)で県よろず支援拠点事務局へ

とき	ところ
6/2・16	県央地域振興センター(南239-1)
6/9・23	上尾商工会議所(二ツ宮750)

※いずれも(水)9～17時(1回60～90分)

頑張る事業者サポート補助金

商工課 0777-4441・FAX 0775-5024

対申請日の6カ月以上前から、市内で事業を継続して営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む) **対**象事業】コロナ禍における事業の継続や経営課題の解決に向けた積極的な取り組みを計画的に実施し、次の①～③の全てに該当する事業①市が指定する専門家に相談している②申請中または令和2年4月7日以降に承認された経営革新計画に基づいた取り組み③令和4年2月28日(月)までに実施し完了する **補**助金額】上限50万円(対象事業の2/3) ※実施す

る取り組みが審査の結果、「地域課題解決事業」に認定された場合、上限80万円(対象事業の4/5)に増額します。 ※先着順で受け付けし、申請額が予算額に達した時点で締め切ります。 **申**6月1日(火)～7月30日(金)に申請書(商工課、市役所1階にある。市ホームページからダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して直接、商工課へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市長通信 輝く!
あげお



センター職員と



市ホームページ

子ども家庭総合支援センターを開設

5月1日、市役所5階に「子ども家庭総合支援センター」を開設しました。

これまで、子ども支援課、子ども・若者相談センター、発達支援相談センターの3つの所属に分かれて行っていた相談業務を一元化し、妊娠期・子育て期の相談から、30代の子ども・若者の相談に至るまで、切れ目のない支援をワンストップで行うことができるようになりました。

開所初日も、早速、母子健康手帳の交付を受けに訪れた妊婦さんに、母子保健コーディネーターが寄り添い、不安や悩みなどがなく丁寧に対応していました。

一言に子育てに関する相談と言っても、妊娠期から子育て期まで、その時々で様々な悩みや不安があると思います。そのため、センターでは、幅広い相談に対応できるよう、専門の資格を持つ職員が、それぞれの状況に応じた支援を行っています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出する機会が減り、周囲の人と接する機会が少なくなる中で、子育てに関する不安や悩みをひとりで抱え込むようなことはないでしょうか。

しばらく前のことになりますが、私も父親として子育てで壁にぶつかったとき、周囲の皆様からアドバイスをいただき、気持ちが楽になった経験があります。

また、長年、子どもたちの空手の指導に関わる中で、ちょっとした声掛けをきっかけとして、俄然やる気になった子もいました。

子育てには多くの人が関わることが大切です。

妊娠や子育てのことでお困りのことがある時は、決してひとりで悩むことなく、気軽にご相談ください。

市長 山岡 稔

東京 2020 オリンピック
聖火リレー開催に伴う
交通規制

上尾市スポーツ振興課
☎781-8112・☎775-6608
桶川市スポーツ振興課
☎788-4972

東京2020オリンピック聖火リレーが、7月8日(木)に上尾市と桶川市の間で開催されます。聖火リレー開催に伴い、コース周辺で交通規制を行います(右図参照)。交通規制中は一般車両の通行はできません。また、安全と事故防止のため、現場の警察官や警備員の誘導に従ってください。当日は、コース周辺道路の混雑が予想されますが、ご協力をお願いします。

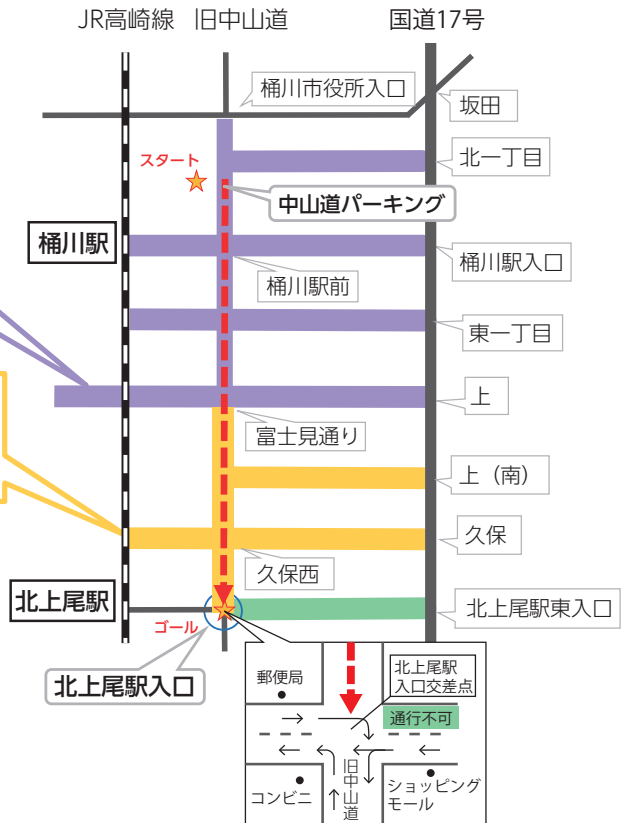
7/8 (木)

富士見通り
アンダーパスは
通行できません

県道上尾環状線踏切を
通過することはできません

交通規制時間(予定)

- > 聖火リレーコース
- 16:30~17:55
- 16:30~18:10
- 17:20~18:30



考えて みませんか 空き家のこと

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中で、空き家の数が年々増加しています。十分な管理がされないまま放置された空き家は、防災・衛生・景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、全国的に大きな社会問題となっています。

空き家の所有者などが適切な管理を行わず、周囲の建物や通行人などに損害を与えた場合には、被害者に対する賠償責任を負うことがあります。所有者は、適切に対応してください。



市ホームページ

市では、市民の皆さんからの相談に対応するため、上尾市シルバー人材センター、県宅地建物取引業協会彩央支部と協定を締結しています。

また、「上尾市空き家バンク」を開設し、空き家所有者と利用希望者との橋渡しをするための仕組みを整えています。詳しくは、下記に問い合わせてください。

■除草や見回りなどの軽作業の受託(有料)
シルバー人材センター ☎779-5525

■空き家の利活用に関する相談
県宅地建物取引業協会彩央支部☎778-3030

■空き家バンク、その他の相談
交通防犯課 ☎775-5138

空き家を放置すると
こんな問題が



【令和2年度相談件数】 (令和3年1月末時点、受付総数/138件)

1	樹木・雑草の繁茂	72件
2	害虫・害獣(ハチ・ハクビシンなど)の発生	24件
3	家屋部材の破損・飛散	8件
4	その他	34件

最も相談の多い「樹木・雑草の繁茂」は害虫や害獣が発生する原因にもなっています。

埼玉県後期高齢者医療 健康長寿歯科健診

保険年金課 ☎77515125
(高齢者医療担当) ☎77519827
県後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎83313130

県後期高齢者医療広域連合では、健康長寿歯科健診を実施します。□の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。時7月1日(木)〜令和4年1月31日(月) 所県歯科医師会加入の実施医療機関 対令和2年度に75歳(昭和20年4月2日〜昭和21年4月1日生まれ)と80歳(昭和15年4月2日〜昭和16年4月1日生まれ)になった後期高齢者医療制度の加入者 後期高齢者医療被保険者証、お薬手帳、県後期高齢者医療広域連合からの歯科健診に関する郵送物(6月下旬に対象者へ郵送) 甲直接、希望する実施医療機関へ ※市外の歯科医院でも受診可能です。今年度の市成人歯科健診は受診できませんのでご注意ください。 ※対象者以外の加入者は市成人歯科健診を受診してください。詳しくは『令和3年度版上尾市健康カレンダー』18ページをご覧ください。

児童手当現況届の提出を

子ども支援課 ☎77515120
☎77415342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は6月1日現在の状況(児童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き手当を受けられるかを審査するものです。該当者には6月初旬に現況届を郵送するので、必要事項を記入後、提出してください。提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので注意してください。

【提出期間】6月1日(火)〜30日(水)

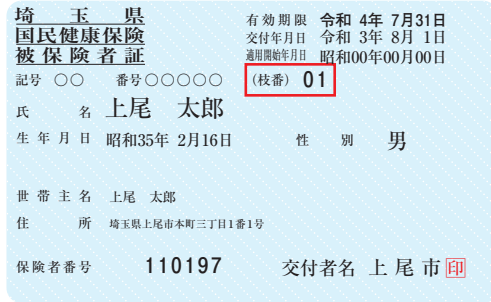
【提出方法】同封の返信用封筒で、郵送または直接、子ども支援課または各支所・出張所へ ※必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付してください。 ※市ホームページから電子申請することもできます。電子申請にはマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応するスマートフォンまたはICカードリーダーが必要が必要です。



国民健康保険
被保険者証を更新

保険年金課 ㊟78216471
(国保資格・課税担当) ㊟77519827

8月1日(日)から1年間使える国民健康保険(国保)被保険者証を更新します。新しい被保険者証(青色)は、6月下旬から順次、簡易書留で郵送します。また、今年度から保険証番号(記号・番号)に枝番が追加されます。



新しい保険証(イメージ)

勤務先の健康保険に変更した人

国保を脱退する手続きが必要で、**【必要書類】**国保被保険者証、勤務先の被保険者証、本人確認ができる物、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かる物 **【受付窓口】**保険年金課または各支所・出張所

70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は誕生日)から75歳の誕生日の前日までは、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は左表のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70〜74歳の人は同じ負担割合になります。*

自己負担割合 (世帯単位)	判定基準(対象者/同一世帯の70〜74歳国保加入者)
2割	①対象者全員の市・県民税課税標準額が145万円未満 ②対象者全員の旧ただし書き所得(※)の合計額が210万円以下
3割 (現役並み所得者)	上記②に該当せず、市・県民税課税標準額が145万円以上の対象者が1人でもいる

(※)総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額43万円(前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は減額)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

上尾市学校施設更新計画基本計画に関する

地域説明会の開催

教育総務課
㊟775-9469
㊟776-2250

上尾市学校施設更新計画基本計画の策定に伴い、地域説明会を開催します。説明会では、計画の目的や持続可能な教育環境づくりなど、計画の内容について説明します。時・所・定右表のとおり
持上履き 申6月7日(月)9時から住所、氏名、電話番号、希望する回を電話、ファクスまたはメール(㊟s721000@city.ageo.lg.jp)で、教育総務課へ ※参加を希望する本人が申し込んでください。

とき	ところ	定員(先着順)
7/3(土) ①10:00 ②13:30 ③15:30	上尾公民館	各40人
7/10(土) ①10:00 ②13:30	平方公民館	各60人
7/11(日) ①10:00 ②13:30	原市公民館	各60人
7/17(土) ①10:00 ②13:30	上平公民館	各60人
7/18(日) ①10:00 ②13:30	大石公民館	各60人
7/25(日) ①10:00 ②13:30	大谷公民館	各60人

※各回同じ内容です。

防災行政無線を用いた
緊急地震速報の伝達訓練

危機管理防災課 ㊟775-5140 ㊟775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。時6月17日(休)10時ごろ 内下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から、最大音量で一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「こちらは、防災上尾です」
- ②「ただいまから訓練放送を行います」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります」
- ⑥「こちらは、防災上尾です」

11月21日(日) 雨天 決行

2021大会は、ハーフ(世界陸上競技連盟公認・日本陸上競技連盟公認)の部だけ行います。新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる場合があります。

参加者募集

2021 上尾シティハーフマラソン

会場・コース▶公道(原市川越線)スタート・上尾運動公園陸上競技場フィニッシュの市内折り返しコース

参加資格▶健康で制限時間内に完走できる人

申込期間▶6月15日(火)~7月31日(土)

※定員になり次第、締め切ります。

支払期間▶8月6日(金)~18日(水)

※支払方法は、クレジット決済またはコンビニ払い込みです。主催者都合で中止の場合は、クオカードなどで返金します(中止の判断時期により、返金額は異なります)。自己都合によるキャンセルは返金しません。

【スタート時間】 大学生・陸連登録者/9:00 一般/9:10
関大学生・陸連登録者/大学生男子の部(学連登録者)、日本陸連登録者(男女)、一般/一般男女(高校生以上、年代別) ※いずれも日本国内に在住の人だけです。

※ハーフに参加する日本陸上競技連盟登録者は、記録が公認されます。

【制限時間】2時間30分(関門制限時間は15*₀地点/1時間55分) 賞7,500円 定5,000人

※選手駐車場は事前申し込みが必要です(先着500台、1台1,500円)。

申込方法▶スポーツエントリー(☎<http://www.sportsentry.ne.jp/>)で申請 ※詳しくは、開催要項(市内公共施設内などで配布)や上尾シティハーフマラソンホームページ(☎<http://ageocity-marathon.com/>)をご覧ください。※参加料を払い込んだ時点で申し込み完了となります。11月上旬に参加通知書を郵送します。

表彰▶各種目1~8位に賞状と賞品、完走記録証

競技規程▶日本陸上競技連盟競技規則と本大会規則による

コースマップ
COURSE MAP

スタート
スタート位置
陸上競技場

折り返し
折り返し地点

拡大図
折り返し地点

マラソンコース
変更区間

問い合わせ先
申込方法/上尾シティハーフマラソンエントリーセンター ☎778-5880・☎778-5889(月)~(金)(祝、8月11日(水)~16日(月)を除く)10~17時
大会内容/大会事務局(スポーツ振興課内) ☎781-8112・☎775-6608(月)~(金)(祝を除く)9~17時

令和2年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 TEL775-4963・FAX775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。令和2年度の公開の請求・申し出の処理件数は、763件でした(表1)。

公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上作成または取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなどです。

【表1】行政文書の公開についての運用状況 (令和3年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数						未処理件数
			公開	部分公開	非公開 (文書不存を含む)	適用除外	取り下げ	計	
市長	請求	358	79	222	53	4	0	358	0
	申出	88	19	65	4	0	0	88	0
	合計	446	98	287	57	4	0	446	0
教育委員会	請求	187	42	31	114	0	0	187	0
	申出	16	10	2	4	0	0	16	0
	合計	203	52	33	118	0	0	203	0
選挙管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	11	1	8	2	0	0	11	0
	合計	11	1	8	2	0	0	11	0
監査委員	請求	20	10	2	8	0	0	20	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	20	10	2	8	0	0	20	0
農業委員会	請求	2	1	1	0	0	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2	1	1	0	0	0	2	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	60	0	60	0	0	0	60	0
	申出	12	1	11	0	0	0	12	0
	合計	72	1	71	0	0	0	72	0
消防長	請求	2	0	2	0	0	0	2	0
	申出	2	0	2	0	0	0	2	0
	合計	4	0	4	0	0	0	4	0
議会	請求	5	0	3	2	0	0	5	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	0	3	2	0	0	5	0
合計	請求	634	132	321	177	4	0	634	0
	申出	129	31	88	10	0	0	129	0
	合計	763	163	409	187	4	0	763	0

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。
※上記以外の実施機関は実績がありません。

●**請求または申し出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いています。市は請求または申し出があった日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**審査請求** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。令和2年度の個人情報の開示請求の処理件数は75件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

【表2】個人情報の開示などの運用状況 (令和3年3月末現在)

実施機関	受付件数	処理件数						未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	計	
市長	72	33	27	0	12	0	72	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0	2	0
消防長	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	75	33	30	0	12	0	75	0

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所、市ホームページに掲載します。

令和2年度の運用状況は表3のとおりです。

【表3】会議の公開の運用状況 (令和3年3月末現在)

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	114	14	28
傍聴人数	60	39	—

財政事情を公表

財政課 ☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などが、どのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。

今回の収支状況などは令和3年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた令和2年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

引き続き上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	942.3	851.1	90.3	839.4	89.1
国民健康保険	209.1	194.8	93.2	191.8	91.7
介護保険	175.2	173.2	98.9	156.5	89.3
後期高齢者医療	30.1	29.0	96.3	27.9	92.7
合計	1,356.7	1,248.1	92.0	1,215.6	89.6

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	48.3	48.6	100.6
収益的支出	45.8	41.9	91.5
資本的収入	7.5	5.4	72.0
資本的支出	27.1	14.5	53.5

■一般会計の収支状況明細

令和3年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は、約36万5,398円です。

●歳入

(単位:億円)

款	予算現額	3月末 収入済額	収入率 (%)
国庫支出金	387.7	368.2	95.0
市税	309.9	305.0	98.4
市債	55.8	4.2	7.5
県支出金	53.0	40.6	76.6
地方消費税交付金	44.8	44.7	99.8
地方交付税	27.6	29.8	108.0
繰越金	21.6	21.6	100.0
諸収入	13.9	9.0	64.7
使用料及び手数料	6.9	6.1	88.4
地方譲与税	4.0	4.2	105.0
その他	17.1	17.7	103.5

■国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金

■市税…個人や法人が市に納める税金

■市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金

■県支出金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金

■地方消費税交付金…消費税のうち一定割合が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金

■地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金

■繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金

■諸収入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金

■使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料

■地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位:億円)

款	予算現額	3月末 支出済額	執行率 (%)
民生費	571.6	537.5	94.0
衛生費	85.3	51.8	60.7
総務費	70.3	56.9	80.9
公債費	64.2	64.2	100.0
教育費	55.0	46.7	84.9
土木費	46.4	36.5	78.7
消防費	28.2	27.1	96.1
商工費	11.9	11.5	96.6
議会費	4.3	4.1	95.3
災害復旧費	3.3	1.7	51.5
農林水産業費	1.6	1.4	87.5
予備費	0.2		

■民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用

■衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用

■総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用

■公債費…借り入れたお金の返済などの費用

■教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用

■土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用

■消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用

■商工費…商工業の推進や振興などの費用

■議会費…議会運営などの費用

■災害復旧費…災害によって生じた被害の復旧の費用

■農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

令和3年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は、30万8,843円です。

区分	金額
一般会計	505億2,444万円
水道事業	30億5,040万円
公共下水道事業	173億7,535万円
合計	709億5,019万円

※市債とは学校や道路、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は、以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土地	建物
行政財産	1,777,115	376,721
普通財産	112,063	6,271
合計	1,889,178	382,992

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産です。



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは、高齢介護課に問い合わせてください。※サービスはいつでも市内に住所がある人が対象です。

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

ご利用ください

高齢者サービス

手当・給付など

●要介護高齢者手当の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。※要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者介護者慰労金の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
 ☑65歳以上の介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●紙おむつの給付

☑申請月から月1枚(4,690円)の紙おむつ券を交付し、次の①②のいずれかの方法で紙おむつを給付①市指定の薬局・薬店で紙おむつ券と紙おむつを交換②償還払い(市指定の薬局・薬店以外で紙おむつを購入した場合に、領収書またはレシートを添付して申請すると、購入代金を指定口座に振り込む) ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税(8月からは、世帯を構成する全員が市民税非課税)であることが条件です。

●住替家賃の助成

☑民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は市内の民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☑市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの世帯または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯) ※生活保護を受けている人を除きます。

●日常生活用具の給付

☑火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり、種目ごとに1個まで) ☑おおむね65歳以上の在宅で寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が市民税非課税であることが条件です。☑給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

生きがいづくり

●いきいきクラブ

☑自治会などを単位に活動している自主的組織のクラブ

☑時とき ☑所ところ ☑内内容 ☑対対象 ☑費用・金額 ☑申請申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☑問問い合わせ

で、新しい仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを目的に、スポーツ、レクリエーション、趣味活動、ボランティアや地域活動を実施 ☑おおむね60歳以上の人

●老人だんらんの家

☑地区集会所など ☑健康維持と介護予防を目的として、高齢者同士が気軽に集い交流 ☑該当自治会などのおおむね60歳以上の人

●老人福祉センターことぶき荘(☎776-2265)

☑健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり) ☑60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く(祝)と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、ことぶき荘に問い合わせてください。

あんしんサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

☑高齢者が所在不明になった時に居場所を確認できる位置探索端末機を貸与 ☑おおむね65歳以上の、在宅で認知症による徘徊症状のある人または初老期認知症の人を介護している人 ☑月額165円(開始時負担2,750円)

●緊急通報システム

☑緊急通報機を貸与 【機器使用料】月額1,320円 ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税(8月からは、世帯を構成する全員が市民税非課税)の世帯は無料です。【通話料】自己負担 ☑市内に住所があり、おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意が必要な人または外出困難な在宅の重度身体障害者

●配食サービス

☑栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達 ※市が指定した「あげお配食サービス協力店」から希望の店を選択してください。☑食事の支度が困難な高齢者や障害者 ☑各あげお配食サービス協力店 ※パンフレットは、高齢介護課、各支所・出張所・公民館・地域包括支援センターで配布しています。

●ヘルプカード

☑高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

●ヘルプマーク

☑外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせ、援助を得やすくするためのマーク

●あんしん証

☑顔写真入りで、公共施設の料金割引時の年齢確認や、外出時の緊急連絡用カードとして利用可能なカード ☑60歳以上の人 ※公的証明には使用できません。



フレイルを予防し、健康寿命を延ばそう！



そもそも

「フレイル」って何？

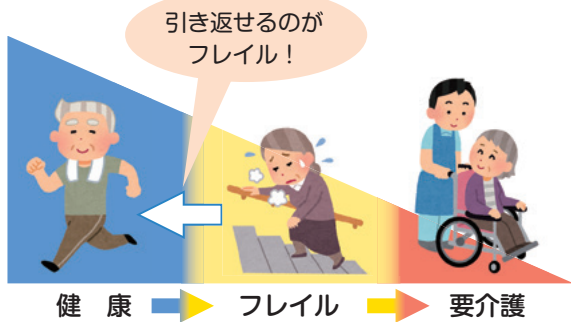
フレイルとは、加齢に伴い体のさまざまな機能低下が進み、それにより健康障害が起こりやすい状態のことで、健康な状態と介護が必要な状

態の間です。要介護状態になると、元の状態に戻ることは難しくなりま

すが、フレイルの段階で対策を行えば健康な状態を取り戻すことができ

るといわれています。大切なことは、早めに気付いて、適切な取り組みを行うことです。

健康増進課	774-11411	FAX 776-17355
高齡介護課	775-14190	FAX 776-18872
保険年金課	782-6494	FAX 775-19827



健康 → フレイル → 要介護

✓ フレイルチェック

下記の5つをチェックしてみましょう。

チェックの数が多いほど「フレイル」の可能性が高い状態です。

- 体重の減少**…意識して減量しているわけではないのに6カ月で2〜3kg以上体重が減った。
- 疲労感**…以前より疲れたような感じがする。
- 身体活動の低下**…外出しなくなった、人との交流が減った。
- 筋力の低下(握力の低下)**…ペットボトルのふたが開けにくくなった。
- 歩行速度の低下**…以前より歩くのが遅くなったと感じる。

フレイル予防の食事 語呂合わせで簡単チェック

「さあにぎやか」にいただく

10の食品群をチェック + 主食(ごはん・パン・麺類など)

さかな	に	いも
あぶら	ぎ	たまご
やさい	だいず	だもの
かいそう		

10の食品群を毎日7つ以上食べましょう。

少量でも食べたら、1つに数えます。

いきなり7つを目指すのではなく、足りないものを1つずつ追加していきましょう。

※食事療法を受けている方は主治医や管理栄養士に相談してください。

自立して元気に過ごす活動源は日々の食事です。毎日1日3食、主

その1 栄養と口腔機能

「さあにぎやかにいただく」は、東京都健康長寿医療センター研究所が開発した食品摂取多様性スコアを構成する10の食品群の頭文字をとったもので、ロコモチャレンジ推進協議会が考案した合言葉です。

《口の機能を鍛える発声練習》「パタカラ体操」(できるだけ大きな声で)

食べ物をしっかりかんで飲み込むためには、歯、舌、唇、そしゃく筋をうまく動かす必要があります。かんでのどの奥に食べ物を送ることは、発声することと同じように舌や唇、そしゃく筋を使っているため、発声練習をすることでかむ力を鍛えることができます。

破裂音の「パ」は唇をしっかりと開けて発音します。	パ	「タ」は舌を上あごにしっかりとつけて発音します。	タ
「カ」はのどの奥に力を入れて発音します。	カ	「ラ」は舌を丸め、舌尖を前歯の裏につけて発音します。	ラ

- ・「パパパ・タタタ・カカカ…」と3回繰り返します。
- ・「パタカラ・パタカラ…」と5回繰り返します。

出典：東京都老人総合研究所
いきいき生活をつくる介護予防 口腔機能向上プログラム、2006

食・主菜・副菜をそろえて、いろいろな食品を食べ、栄養不足にならないことが大切です。主食(ごはん、パン、麺類など)と10食品群を毎日食べることを心掛けましょう。

その二
運動

フレイル予防の取り組み

家の中にいて「動かないこと」生活不活発が続くと、心身の生活機能が衰えて、フレイルが進行します。寝たり座ったりしたままで動かないという時間をなるべくなくし、積極的に体を動かしましょう。
(撮影協力) リハビリデイサービス アクテイ

- 持病がある人は医師の許可を得て行いましょう。
- 転倒に十分注意し、何かつかまれるものがあるところで行いましょう。

● 壁を使った腕立て伏せ (10~20回)



〈方法〉

- ①腕が地面と水平になるように、まっすぐ伸ばした状態で壁に手をつきます。
- ②3~5秒程度かけて壁に向かって腕立て伏せを行うように前方に倒れます。

● スクワット (10回を1セットで1日3回)



呼吸を止めず、数を数えながら行いましょう

ひざがつま先よりも前に出ないようにしましょう

〈方法〉

- ①両足を肩幅に開き、まっすぐ立ちます。
- ②ひざを半分曲げながら体も前へ倒します。
- ③ゆっくりと元の姿勢に戻します。

周囲への関心が薄れると知的活動が減少し、認知機能の低下につながります。日常の生活習慣を見直して、いきいきと過ごしましょう。



生活見直しポイント

- ①服装…朝起きたら着替える。
- ②身だしなみ…歯磨き、化粧やひげの手入れなどをする。
- ③生活リズム…朝決まった時間に起きて、しっかり朝食を食べる。
- ④家庭での役割…家事、ゴミ出しなど家庭での役割を持つ。

● 足踏み (10~30秒を3回)



〈方法〉

その場でなるべく早く腕振りと足踏みを行います。

できるだけ早く大きき意識して数を数えましょう

その三
人とのつながり

フレイル予防の取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために不要不急の外出を控えることで孤立しないよう、家族や友人と交流するなどして、心身の健康を保つために、お互いに支え合ひましょう。

また、買い物や生活の支援、困ったときに助けを呼べる相手をあらかじめ考えておきましょう。電話やメール、手紙の活用や、オンラインでの交流など、新しい交流の仕方を考えてみましょう。

交流方法を工夫しましょう!



時とき 所ところ 内容 対象
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

費用・金額 ※記載のないものは「無料」
問い合わせ

定員 持ち物